

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託に関する  
業務説明資料

1 件名

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園実施設計業務委託

2 概算業務価格（上限）

概算業務価格（令和4年度）は193,000,000円（税込）です。

※令和4年度の業務に特段の支障がない場合は令和5年度の業務を本プロポーザルの受託者に随意契約する予定です。令和6年度においても同様とします。ただし、実施年度の予算が横浜市議会において議決されることを条件とします。

3 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日まで（令和4年度）

4 設計対象公園

(1) 名称：(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園

(2) 公園種別：広域公園（予定）

(3) 面積

公園全体面積：約45ha

実施設計面積：約45ha

(4) 現況土地利用：あき地、樹林地、工作物

(5) 所在地：瀬谷区瀬谷町7449番地5地先

5 公園概要

(1) 整備の目的

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接收され、平成27年6月30日に全域が返還された約242ヘクタールの米軍基地の跡地です。（仮称）旧上瀬谷通信施設公園（以下、「本公園」と言う。）は、旧上瀬谷通信施設に整備される広域公園であり、本公園予定地は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場として利用される計画です。本公園は、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として整備します。

(2) 整備のプロセス

本公園は、横浜市都市整備局の旧上瀬谷通信施設地区画整理事業区域内において工事を行います。

本公園は、国際園芸博覧会の開催を整備プロセスに含むため、国際園芸博覧会開催前に整備を行う一次整備工事（令和5年度～8年度を想定）と国際園芸博覧会開催後に整備を行う二次整備工事（令和9年度～25年度を想定）に分けて整備します。令和9年3月～9月の国際園芸博覧会時には整備を一時

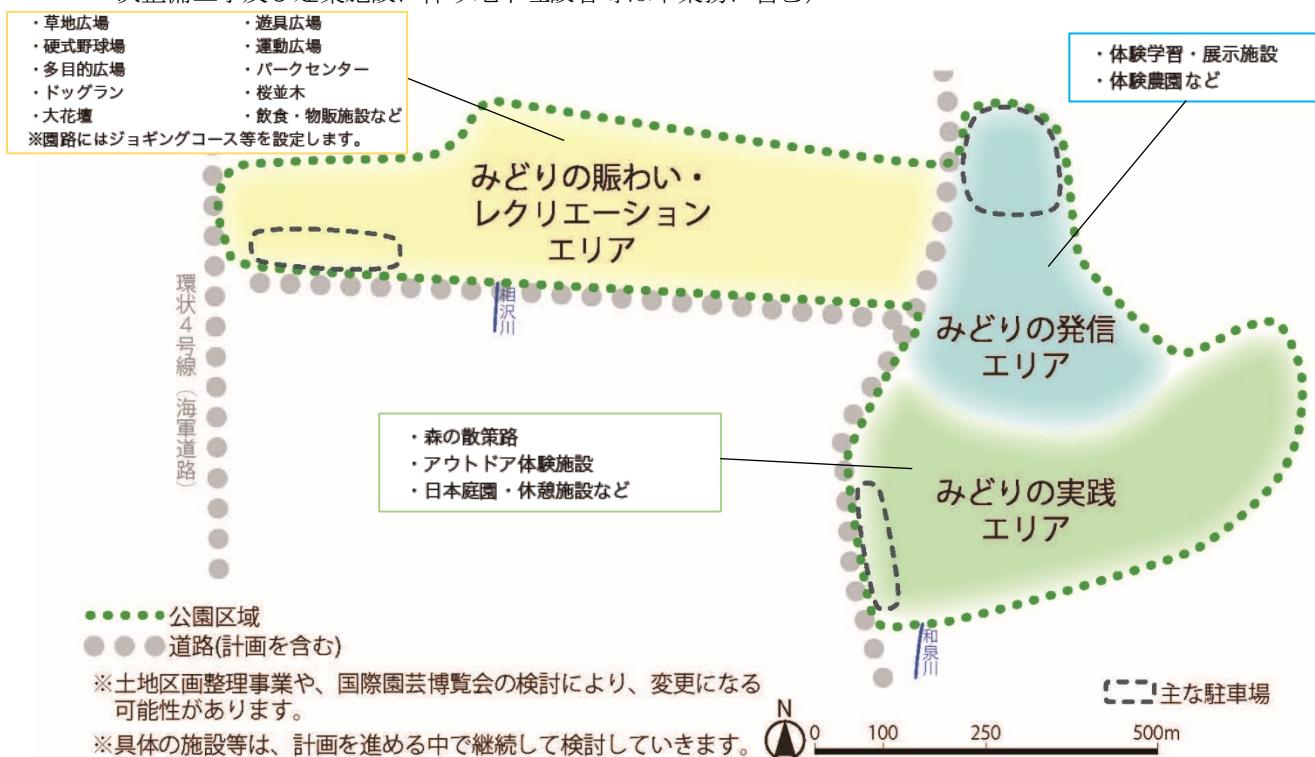
中断し、閉会後、整備を再開します。その後、段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。



図1 概略スケジュール

## 6 本業務の目的

本業務は（仮称）旧上瀬谷通信施設公園（図2）において、国際園芸博覧会開催前までの一次整備工事（表1）の発注に必要な実施設計等を行います。二次整備工事及び建築施設の内容は含みません。（二次整備工事及び建築施設に伴う地下埋設管等は本業務に含む）



上記記載施設のうち、桜並木・森の散策路は一次整備施設として本業務での設計を想定している。

図2 基本計画図（原案）

表1 一次整備工事概要

| 工種    | 主な工事内容                    |
|-------|---------------------------|
| 基盤整備工 | 敷地造成など                    |
| 植栽工   | 植栽基盤・植栽など                 |
| 設備工   | 給水設備、雨水排水設備、汚水排水設備、電気設備など |
| 施設整備工 | 園路広場整備、管理施設整備など           |

## 7 業務内容

### (1) 与条件の確認及び調査

- ア 与条件や基本設計の把握と整理
- イ 適用設計条件や設計基準の確認
- ウ 関連機関との調整内容の確認
- エ 設計対象地を中心に現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備等)

### (2) 実施設計の検討

- ア 基本設計内容の整合性確認
- イ 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- ウ 安全性・機能性に関する検討と設定
- エ 施工性・市場性に関する検討と設定
- オ 維持管理性に関する検討と設定
- カ 目標工事費との調整（見積り書等の入手含）

### (3) 実施設計図の作成

- ア 貸与平面図に基づいた実施設計平面図の作成
- イ 割付平面図の作成
- ウ 造成平面図の作成
- エ 施設平面図の作成
- オ 植栽平面図の作成
- カ 供給処理設備平面図の作成
- キ 造成断面図、排水縦断図等の作成
- ク 各種施設の構造図の作成
- ケ 基本設計の変更に伴う実施設計図の修正

### (4) 数量計算

- ア 図面および工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- イ 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算

### (5) 関連機関との協議用資料作成

設計業務を進めるにあたり、公園緑地等設計業務共通仕様書第13条（3）に基づき、関係機関との協議用資料を作成します。

- ア 給水装置増築工事に関する事前確認を行うための協議用資料（横浜市水道局三ツ境水道事務所）
- イ 下水道設備の整備に関する協議を行うための資料（横浜市環境創造局）
- ウ 電気設備の引込みに関する協議を行うための資料（東京電力）

- エ 通信設備の引き込みに関する協議を行うための資料（NTT）
- オ ガス設備の引き込みに関する協議を行うための資料（東京ガス）
- カ 横浜市福祉のまちづくり条例第 28 条第 1 項の規定による事前協議用資料（横浜市健康福祉局福祉保健課）
- キ 土壤汚染対策法第 4 条の規定による土地の形質変更のための協議用資料（横浜市環境創造局水・土壤環境課）

(6) 関連業務との調整協議

設え等の整合性が取れるよう協議しながら設計を検討するために、関連業務（当課で別途発注する委託や土地区画整理事業、国際園芸博覧会事業等）との打ち合わせに月 2 回程度、計 16 回出席します。

(7) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間打合せ（6 回）、成果品納入時の計 8 回を見込みます。業務着手時および業務完了時には管理技術者が立ち会うものとします。

(8) 報告書作成

前項までの業務内容を取りまとめ、報告書を作成します。なお、調査に関して作成した原稿やデーター式（関係資料等を含む）について、CAD データ（SFC 形式）を格納した電子媒体（データ形式は、Microsoft Office 等の汎用的なものとする。）、成果品となる各図面、図書については、「7 成果品」を参照します。

(9) 実施設計図の修正（令和 5 年・6 年度）

国際園芸博覧会事業の会場計画変更等が生じた場合、令和 4 年度に作成した実施設計図の修正を行います。

(10) 年度ごとの業務内容

本業務では表 2 のとおり実施設計業務を令和 4 年度から 6 年度にかけて想定をしている。

表 2 本業務の年度ごとの業務内容（予定）

|                      | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|----------------------|---------|---------|---------|
| 与条件の確認及び調査           | ●       |         |         |
| 実施設計の検討              | ●       |         |         |
| 実施設計図の作成             | ●       |         |         |
| 数量計算（次年度工事発注に関わる内容）※ | ●       | ●       | ●       |
| 関連機関との協議用資料作成        | ●       | ●       |         |
| 関連業務との調整協議           | ●       | ●       | ●       |
| 打合せ                  | ●       | ●       | ●       |
| 報告書作成                | ●       | ●       | ●       |
| 実施設計図の修正             |         | ●       | ●       |

※令和 4 年度は基盤整備工・植栽工・設備工の数量計算を想定

令和 5 年度・6 年度は施設整備工の数量計算を想定

## 8 成果品

- (1) 本業務完了時の提出資料として、下記のとおり報告書を仕様書（本業務説明資料）と公園緑地等設計業務共通仕様書及び土木設計業務共通仕様書第に基づき、履行期限までに納入してください。
  - ア 報告書（A4、パイプ式ファイル綴じ）
  - イ 電子媒体（CD-R 又はDVD-R で5部）
- (2) 成果品の納入先は環境創造局公園緑地整備課とします。
- (3) 履行期間途中における成果品の部分使用が必要になった場合は、本市の指示に従うこと。

## 9 その他

- (1) 契約締結後速やかに業務に着手し、所定の履行期限までに全ての業務を完了させること。
- (2) 本業務の内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、指示又は承認を受けること。
- (3) 仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (4) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典等はすべて明確にする。
- (5) 本業務に関連して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。これらに関して委託者の了承なしに公開しないこと。
- (6) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- (7) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。
- (8) 本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、業務実施の条件となるものではありません。
- (9) 現在検討中の基本設計図（着色平面図）は参加資格が認められた者に別途配布します。（令和4年6月3日予定）

## 10 本業務に関連する公表資料・ホームページ等

○横浜市環境創造局「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>

○一般社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

<https://expo2027yokohama.or.jp/>

○横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseysa/kamiseysa.html>